

令和2年度事業報告書

1 全国交通安全運動の実施

(1) 春の全国交通安全運動

◎ 期間 4月6日(月)～4月15日(水) 10日間

◎ 運動のスローガン

しっかりと 止まってかくにん 横たん歩道

◎ 運動の重点

- ① 子供を始めとする歩行者の安全の確保
- ② 高齢運転者等の安全運転の励行
- ③ 自転車の安全利用の推進

◎ 運動の実施状況

① 資料の配布

期間中、

- 安全運動ポスター 2,500枚
- 交通安全ながさき(機関紙) 10,000部

等の資料を作成・配布した。

② 広報活動

i ポスター、機関紙等による広報

前記交通安全ポスター、機関紙「交通安全ながさき」等により、運動のスローガン・基本・重点、特別広報、県内統一行事等、令和2年春の全国交通安全運動実施要綱に沿った広報を行った。さらに、第60回交通安全国民運動中央大会の開催概要や交通栄誉賞等受賞者の紹介に加えて、第53回長崎県交通安全推進県民協議会総会の概要と交通安全功労交通安全協会役員の知事表彰受賞者の紹介を行った。

また、交通安全指導員ブロック研修会の開催状況や交通安全協会への入会のお願いを行った。

その他、令和2年4月1日(水)に新たに「長崎運転免許センター」が開設されたことから、同センターの業務概要等の紹介を行った。

ii マスメディアを活用した広報

新聞広報、テレビ放映、ラジオ放送により、安全運動期間の周知のほか、運動の重点である「子供を始めとする歩行者の安全の確保、高齢者運転者の安全運転の励行、自転車の安全利用の推進」等の広報を行った。

iii その他の広報

県交通安全協会事務所周辺及び長崎交通公園に「交通安全運動実施中」等と記載したのぼり旗、横断幕を掲出して、県民に交通安全運動を実施中であることの周知を図った。

③ その他の街頭活動等

今回は、新型コロナ感染対策を徹底するため、通常、行っている各地区(市)交通安全協会における街頭活動等については、当面の間、自粛することとした。

なお、新入学児童に対する活動、黄色い帽子・ランドセルカバーの贈呈は、三密対策に配慮した上で実施した。

◎ 期間中に発生した交通事故

発生件数 87件 (前年同期間中比 - 9件)
 死者 1人 (前年同期間中比 + 1人)
 負傷者 104人 (前年同期間中比 - 23人)

◎ 期間中における主な交通事故の状況

重点	年別	令和2年	令和元年	増	減
子供	件数(件)	6	1	+	5
	死者(人)	0	0	±	0
	負傷者(人)	17	13	+	4
高齢者	件数(件)	34	38	-	4
	死者(人)	0	0	±	0
	負傷者(人)	14	17	-	3
飲酒運転	件数(件)	0	2	-	2
	死者(人)	0	0	±	0
	負傷者(人)	0	2	-	2

(注) 1 高齢者は65歳以上 2 飲酒運転は酒気帯びを含む

(2) 秋の全国交通安全
運動

◎ 期間 9月21日(月)～9月30日(水) 10日間

◎ 運動のスローガン

あおるより ゆずるあなたが かつこいい

◎ 運動の重点

- ① 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- ② 高齢運転者等の安全運転の励行
- ③ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

◎ 運動の実施状況

① 資料の配布

期間中、

- 安全運動ポスター 2,500枚
 - 交通安全ながさき(機関紙) 10,000部
- 等の資料を作成・配布した。

② 広報活動

i ポスター、機関紙、チラシ等による広報

前記交通安全ポスター、機関紙「交通安全ながさき」、チラシ等により、運動の基本・重点・スローガン、特別広報、県内統一行事等、秋の全国交通安全運動実施要綱に沿った広報を行った。

さらに、「交通安全ながさき」では、夏の交通安全県民運動の実施結果や県内各警察署別交通事故発生状況及び各地区(市)交通安全協会の活動状況を写真入りで紹介したほか、「こくみん共済」からの「横断旗贈呈式」の状況と交通安全協会への入会のお願いを行った。

ii マスメディアを活用した広報

長崎新聞に秋の全国交通安全運動関係の広告を掲載したほか、テレビ・ラジオにより、秋の全国交通安全運動期間中であることの広報を実施し、子供と高齢者の交通事故防止、飲酒運転の根絶、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止等の広報

を行った。

iii その他の広報

県交通安全協会事務所周辺及び長崎交通公園等に「交通安全運動実施中」等と記載したのぼり旗、横断幕、ポスターを掲出して県民に交通事故防止の呼び掛けを行ったほか、各地区(市)交通安全協会において、広報車による移動広報やシートベルト等の着用促進、飲酒運転の根絶その他の交通安全街頭キャンペーン、路線バスの車内放送広報等を実施した。また、コロナ対策に留意し、朝・夕等の子供や高齢者の通行の多い場所・時間帯における街頭での保護・誘導活動、学校、保育園、幼稚園、高齢者介護施設等における交通教室を実施した。

③ 子供と高齢者に対する交通事故防止の指導啓発

特に、高齢者に対しては、老人クラブ等に出向いての交通事故防止に関する出前ワンポイントレッスンの実施、高齢者対象の交通安全教室の開催、高齢者宅訪問によるチラシ・反射材を配布しての外出時における反射材貼付の指導等を行った。

なお、今回は交通公園において、高齢者を対象に交通事故防止講習会を開催し、シミュレーターやサポカーを活用した体験型講習を実施するなどの取組も行った。

また、子供に対しては、交通少年団による街頭キャンペーンの実施、通学路等における小学生等の保護誘導活動、交通安全指導員による幼稚園や幼児クラブにおける幼児交通安全教室等を行った。

④ 街頭での保護誘導活動

朝・夕等の子供や高齢者の通行の多い場所・時間帯における横断歩道等において、交通少年団、地区交通安全協会役員支部員、交通安全見守り隊等による子供や高齢者の保護誘導活動を行った。

◎ 期間中に発生した交通事故

発生件数	89件	(前年同期間中比)	- 23件)
死者	2人	(前年同期間中比)	+ 2人)
負傷者	123人	(前年同期間中比)	- 14人)

◎ 期間中における主な交通事故の状況					
重点	年別	令和2年	令和元年	増	減
		子 供	件 数 (件)	0	2
死 者 (人)	0		0	±	0
負傷者 (人)	4		9	－	5
高 齢 者	件 数 (件)	36	49	－	13
	死 者 (人)	1	0	+	1
	負傷者 (人)	20	26	－	6
飲酒運転	件 数 (件)	2	1	+	1
	死 者 (人)	0	0	±	0
	負傷者 (人)	3	2	+	1
(注) 1 高齢者は65歳以上 2 飲酒運転は酒気帯びを含む					

2 県独自の交通安全運動の実施

(1) 夏の交通安全県民運動

◎ 期間 7月10日(金)～7月19日(日) 10日間

◎ 運動のスローガン

スマホより 横断歩道の 僕を見て

◎ 運動の重点

- ① 高齢者の道路横断時の交通事故防止
- ② 高齢運転者等の安全運転の励行
- ③ 飲酒運転の根絶

◎ 運動の実施状況

① 資料の配布

期間中、

○ ポスター 2,500枚

○ 交通安全ながさき(機関紙) 10,000部

等の資料を作成・配布した。

② 広報活動

i ポスター、機関紙、チラシ等による広報

交通安全ポスター、機関紙「交通安全ながさき」、チラシ

等により、運動のスローガン・重点、特別広報、県内統一行事等、夏の交通安全県民運動実施要綱に沿った広報を行ったほか、各警察署別交通事故発生状況の紹介等を行った。

さらに、「交通安全ながさき」では、春の全国交通安全運動の実施結果や県内各警察署別交通事故発生状況及び各地区(市)交通安全協会の活動状況を写真入りで紹介したほか、交通安全協賛店制度の周知と交通安全協会への入会をお願いを行った。

ii マスメディアを活用した広報

新聞広告、テレビ放映、ラジオ放送、チラシにより、子供と高齢者の交通事故防止、飲酒運転の根絶、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、脇見・ぼんやり運転の防止等の広報を行った。なお、今回は、ラジオ放送でFM長崎を選定し、交通事故防止の注意喚起を図った。

iii その他の広報

各地区(市)交通安全協会とともに、県交通安全協会及び交通公園や県内主要道路等に「交通安全運動実施中」等と記載したのぼり旗、横断幕を掲出したほか、各地区(市)交通安全協会において、シートベルト等着用や飲酒運転根絶、脇見・ぼんやり運転防止等の街頭キャンペーンの実施、車両パレードや広報車による巡回広報、路線バスの車内放送広報、ケーブルテレビ、防災無線、自治体の広報紙、大村競艇場大型スクリーン等による広報を行い、県民に交通事故の防止を呼び掛けた。

③ 子供と高齢者への指導啓発

特に、高齢者に対しては、高齢者宅を訪問し、高齢者の交通事故の特徴を説明し、チラシ・反射材を配布して交通安全意識の啓発を行ったり、老人会やふれあいセンターに出向き、高齢者に対する交通安全講話・ビデオ放映等を行って交通事故の防止を呼び掛けた。さらに、電動車いす体験型講習会、交通安全グランドゴルフ大会開催による高齢者への交通事故防止の呼びかけ等も行った。

また、子供に対しては、交通安全指導員が幼稚園や保育所に

において幼児交通教室を行ったほか、交通安全協会の役員、支部員、交通安全指導員が管内の小学校に出向き、子供に自転車の正しい乗り方と交通事故の防止について指導を行ったほか、自ら作成した機関紙「交通安全だより」を管内の幼稚園、保育園及び保護者等に配布し、交通事故の防止について広報指導を行った。

④ 街頭での保護誘導活動

朝・夕の登下校時間帯等、子供の通行の多い横断歩道・時間帯における保護誘導活動を、地区(市)交通安全協会役員・支部員、交通少年団、交通安全指導員、交通安全見守り隊等で行った。

◎ 期間中に発生した交通事故

発生件数 73件 (前年同運動期間中比 - 3件)
 死者数 2人 (前年同運動期間中比 + 1人)
 負傷者数 88人 (前年同運動期間中比 - 6人)

◎ 主な交通事故の状況

重点	年別	令和2年	令和元年	増減
子供	件数(件)	0	3	- 3
	死者(人)	0	0	± 0
	負傷者(人)	4	5	- 1
高齢者	件数(件)	26	19	+ 7
	死者(人)	2	2	± 0
	負傷者(人)	19	10	+ 9
飲酒運転	件数(件)	3	1	+ 2
	死者(人)	0	0	± 0
	負傷者(人)	3	1	+ 2

(注) 1 高齢者は65歳以上 2 飲酒運転は酒気帯びを含む

(2) 年末の交通安全県民運動

◎ 期間 12月15日(火)～12月24日(木) 10日間

◎ 運動のスローガン

夕暮れの 一番星は 反射材

◎ 運動の重点

- ① 飲酒運転の根絶
- ② 歩行者の道路横断時の交通事故防止
- ③ 高齢運転者の交通事故防止

◎ 運動の実施状況

① 資料の作成・配布

期間中、

○ ポスター 2, 500枚

○ 交通安全ながさき(機関紙) 10, 000部

等の資料を作成・配布した。

② 広報活動

i ポスター、機関紙等による広報

前記、交通安全ポスター、機関紙「交通安全ながさき」等により、運動のスローガン・重点、特別広報、県内統一行事等、年末の交通安全県民運動実施要綱に沿った広報を行ったほか、県内各警察署別交通事故発生状況の紹介、交通安全功労者等表彰の受賞者の紹介を行った。

さらに、こくみん共済 COOP からの「横断旗の贈呈式」や自転車・二輪車商組合からの「子供用自転車の贈呈式」、あいおいニッセイ同和損保からの「横断旗贈呈式」の紹介、交通安全協会への加入のお願い等の広報を行った。

ii マスメディア等を活用した広報

新聞広告、テレビ放映、ラジオ放送、チラシにより、子供と高齢者の交通事故防止、飲酒運転の根絶、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底等の広報を行った。

iii その他の広報

県交通安全協会事務所、長崎交通公園に「交通安全運動実施中」等と記載したのぼり旗、横断幕を掲出して県民に交通事故の防止を促したほか、各地区(市)交通安全協会において、酒類提供の飲食店訪問による飲酒運転根絶啓発活動、通

行中の車両運転者に対し「ダメ飲酒運転」のハンドプレートを示す等の街頭キャンペーン、高齢者宅及び介護施設等訪問による高齢者等への反射材の配付・着用指導、高齢者・児童による交通安全宣言、小学校通学路危険箇所の安全点検等の広報・啓発活動を行った。

③ 街頭での保護誘導活動

通学(園)路の主要な横断歩道等において、交通安全指導員、地区(市)交通安全協会役員が子供の保護誘導活動を行った。

◎ 期間中に発生した交通事故

発生件数 105件 (前年同期間中比 -17件)

死者 1人 (前年同期間中比 ±0人)

負傷者 129人 (前年同期間中比 -21人)

◎ 主な交通事故の状況

重点	年別	令和2年	平成元年	増	減
		件数(件)	1	5	-
子供	死者(人)	0	0	±	0
	負傷者(人)	3	15	-	12
	件数(件)	36	46	-	10
高齢者	死者(人)	1	1	±	0
	負傷者(人)	23	21	+	2
	件数(件)	0	1	-	1
飲酒運転	死者(人)	0	0	±	0
	負傷者(人)	0	1	-	1

(注) 1 高齢者は65歳以上 2 飲酒運転は酒気帯びを含む

3 年間を通じての一般的指導啓発活動

(1) 県警が行う各種交通事故防止施策の趣旨に沿った交通安全諸対策の推進

安全横断「手のひら運動」
 県警では、道路を横断しようとする歩行者が車両の運転者に停止を促すよう手のひらを示して横断の意思を伝える、安全横断「手のひら運動」を平成29年4月1日から推進することとなったほか、当協会にも同運動推進の協力依頼がなされたため、同年3月17日

	<p>付けて理事長名の同運動への協力依頼文書を各地区（市）交通安全協会会長宛に発出した。以後、各地区(市)交通安全協会において横断歩行者の交通死亡事故抑止活動を推進しているところである。</p>
<p>(2) 高齢者に対する交通安全対策の推進</p>	<p>ア 高齢者を守る機運等の醸成 地区(市)交通安全協会とともに、機関紙「交通安全ながさき」及び各地区(市)交通安全協会機関紙等により、高齢者への思いやり運転などを呼びかけたほか、警察・母の会と共同で車両パレード、高齢者施設周辺の横断歩道等における交通誘導、走行中の高齢ドライバーにチラシを配付する等の高齢者マーク貼付促進活動等を行った。</p> <p>イ 高齢者に対する交通安全広報・啓発の推進 地区(市)交通安全協会とともに、県、警察、市・町等関係機関と協力して、高齢者を対象とした交通講話や電動車いすの体験型講習会、自動車学校における高齢運転者体験型講習会、高齢者交通安全のつどい、交通安全グランドゴルフ大会、同ゲートボール大会等を実施したほか、高齢者宅及び介護施設等を訪問して交通安全の指導・啓発等を行った。</p> <p>ウ 高齢者交通教室の開催 老人ホームや高齢者ふれあいサロン等に出向き、地区(市)交通安全協会の劇団による交通安全寸劇や交通講話等の交通教室を行い、反射材の着用その他交通ルールの遵守を呼びかけたり、自動車学校において、高齢者を対象にしたシミュレーション体験、危険回避、急制動等の高齢者運転者体験型講習等を行った。</p> <p>エ 反射材用品の着用推進 機関紙「交通安全ながさき」及び各地区(市)交通安全協会発行の機関紙等並びに各種キャンペーン時において「反射材用品等の着用促進」を呼びかけたほか、各種キャンペーン時、高齢者宅及び介護施設等を訪問して反射材用品を配付し、着用を促した。</p>
<p>(3) 飲酒運転根絶運動の推進</p>	<p>ア 飲酒運転の厳罰化と悪質性の広報 県交通安全協会機関誌「交通安全ながさき」の他、地区(市)交通安全協会の各機関紙等を活用して、飲酒運転の悪質性と厳罰化に関する広報啓発活動を行った。</p>

	<p>イ 酒類提供飲食店の訪問活動</p> <p>酒類提供飲食店を訪問し、経営者等にハンドルキーパー運動のチラシや同運動の推進につき掲載した店内掲示用ポスター等を配付したほか、「飲酒運転追放の店」のシールを貼付してもらうことにより、ハンドルキーパー運動の浸透を図った。</p> <p>さらに、機関紙「交通安全ながさき」や各地区(市)交通安全協会機関紙等により、ハンドルキーパー運動の推進を継続して呼びかけた。</p> <p>ウ 「飲酒運転追放三ない運動」の積極的推進</p> <p>「酒を飲んだら運転しない、運転前には酒を飲まない、運転者には酒を出さない」の三ない運動につき、機関紙「交通安全ながさき」等で広報啓発を行った。</p> <p>エ 飲酒運転根絶広報の推進</p> <p>県交通安全協会事務所周辺及び長崎交通公園に飲酒運転根絶ののぼり旗を掲出したほか、各地区(市)交通安全協会においては、国道等脇への飲酒運転根絶ののぼり旗の掲出、量販店の駐車場等人が多く集まる場所において、買物客等へのチラシの配付による飲酒運転根絶の呼びかけ等を行った。</p> <p>また、広報車、防災無線等により県民に飲酒運転根絶を呼びかけたほか、国道両側歩道で「ダメ飲酒運転」等のハンドプレートを一斉に掲示し、ドライバーに飲酒運転根絶を呼びかける等の飲酒運転根絶広報を積極的に行った。</p> <p>オ 飲酒運転根絶キャンペーンの実施</p> <p>国道や県道等脇の歩道上において飲酒運転根絶キャンペーンを行い、ドライバーに交通安全グッズやチラシ等を配って、飲酒運転の根絶を呼びかけた。</p>
<p>(4) 自転車安全利用の推進</p>	<p>ア 自転車安全利用五則等の浸透</p> <p>機関紙「交通安全ながさき」に、「自転車安全利用五則」も併せて「自転車の安全利用の推進」の記事を掲載し、その周知徹底を図っている。</p> <p>また、地区(市)交通安全協会においては、自転車通学生徒に対して「自転車安全利用五則」の指導・広報を行い、併せて道路交通法の一部改正に伴う新ルールの周知を図り、また、夕暮れ時・夜間の交通事故防止のため、反射材サイクルキャップを配付し、自</p>

	<p>転車の安全利用を促した。</p> <p>イ TSマーク貼付の普及促進</p> <p>二輪車自転車商共同組合と協力して、自転車整備店等に対し、自転車の安全整備及びTSマーク保険の加入促進の協力依頼を行った。</p>
<p>(5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底</p>	<p>ア シートベルトやチャイルドシートの効用と正しい着用についての広報啓発</p> <p>機関紙「交通安全ながさき」に、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底や、その効用を掲載し、正しい着用を促した。</p> <p>イ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用キャンペーンの実施</p> <p>国道や大型量販店駐車場等において、運転者や買物客等にチラシ、グッズなどを配布したほか、シートベルト等着用フラッグを使用してシートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底について広報啓発を行った。</p>
<p>(6) 夕暮れ時の早め点灯及び雨天・曇天時の点灯運動の推進</p>	<p>ア 交通安全キャンペーンによる早め点灯等の呼びかけ</p> <p>① 通行車両の運転者にチラシ、グッズを配布して早め点灯等を呼びかけた。</p> <p>② 国道両側の歩道で「早め点灯」のフラッグ、ハンドプレートを一斉に掲示し、通行中の車両運転者に「早め点灯」の呼びかけを行った。</p> <p>イ 事業所等に対する早め点灯の呼び掛けと広報車による広報活動</p> <p>管内の交通機関、事業所等を訪問し、関係者との面談による「夕暮れ時の早め点灯及び雨天・曇天時の終日点灯」のチラシ等を配付し、早め点灯を呼び掛ける管理者対策を行ったほか、広報車による早め点灯の広報を行った。</p>
<p>(7) 子供の交通事故防止</p>	<p>ア 街頭立哨指導の実施等による啓発活動の実施</p> <p>小学生や園児等子供の交通事故を防止するため、登下校(通園・通学)時間帯における、通学路の横断歩道での立哨・誘導を行い、併せて横断歩道の正しい渡り方について指導を行った。</p> <p>イ 園児・児童等に対する交通安全教室の開催</p>

	<p>交通安全指導員が保育園や幼稚園、小学校に出向き、園児や児童とその保護者を対象として交通安全教室を開き、資料を配付して道路横断の方法と自転車の安全利用、シートベルト・チャイルドシートの正しい着用等を指導した。</p> <p>ウ 交通事故防止街頭キャンペーンの実施</p> <p>繁華街や主要国道等において、通行車両のドライバーや通行人に対し、交通安全のチラシやグッズを配布して、子供と高齢者の事故防止、飲酒運転の根絶等を呼び掛ける街頭キャンペーンを実施した。</p> <p>エ 小学生による交通事故防止キャンペーンの実施</p> <p>子供の交通事故防止を目的に、小学校の児童生徒が、登校時間帯に学校前において、通行車両に安全運転を呼び掛ける等の街頭キャンペーンを実施、交通安全運動の大切さを体験した。</p>
<p>(8) 交通安全母の会活動の支援</p>	<p>ア 交通安全母の会連合会通常総会等</p> <p>本年は、令和2年4月16日(木)に開催予定であった「令和2年度県交通安全母の会連合会役員会」の他、同総会等についても新型コロナウイルス防止対策のため中止された。</p> <p>イ 交通安全母の会連合会への活動資金の助成</p> <p>上記のとおり、関連する総会等が中止されたものの、同連合会の活動を支援するため、活動助成金として30万円の寄附を行った。</p>
<p>(9) 交通安全スローガンの普及徹底</p>	<p>令和2年度中に使用する全国及び長崎県の交通安全スローガンの普及徹底を図るため、ポスター・チラシ等を作成配布するとともに、県交通安全協会発行の機関紙「交通安全ながさき」、地区(市)交通安全協会発行の機関紙に同スローガンを掲載・広報した。</p>
<p>(10) 交通安全の日の広報活動の実施</p>	<p>地区(市)交通安全協会は、「交通安全の日県民運動推進実施要綱」に基づき、毎月20日の「交通安全の日」には、県、警察、各地区(市)交通安全協会と協力して広報活動・街頭活動等を行い、交通安全の日の広報に努めた。</p>

<p>(11) 二輪車交通事故防止活動の推進</p>	<p>○ 二輪車交通安全キャンペーンの実施 主要交差点等において、走行中の二輪車のドライバーにチラシ等を配布して、二輪車運転時の交通事故防止やマナーアップ運転を呼びかけた。</p>
<p>(12) 交通事故死ゼロを目指す日の広報活動の実施</p>	<p>○ 交通事故死者ゼロを目指す日の広報活動の推進 「交通事故死ゼロを目指す日」の4月10日及び9月30日(全国交通安全運動期間中の「0」の付く日に設定)に、それぞれ各地区(市)交通安全協会において、車両パレードによる管内全域の広報、管内の店舗訪問による広報のほか、県交通安全協会の機関紙「交通安全ながさき」への掲載による広報等を行った。</p>
<p>(13) 広報紙の発行</p>	<p>○ 広報紙の定期的な発行 安全運動期間中の運動の基本及び重点、県交通安全協会及び各地区(市)交通安全協会の活動状況、交通安全協会への入会の依頼、TSマークの貼付勧誘、交通安全功労者等の表彰の状況、道路交通法の改正内容等を掲載した県交通安全協会発行の機関紙「交通安全ながさき」と地区(市)交通安全協会発行の機関紙を作成・配布した。(年5回発行、1回につき10,000部作成)</p>
<p>(14) 報道機関との連携</p>	<p>○ 積極的な取材依頼 交通安全運動期間中等各種交通安全イベントに際して、報道機関に積極的な取材依頼を行った結果、同状況を報道(放映)してもらうなど交通安全協会の活動の県民への周知を推進した。</p>
<p>(15) 脇見・ぼんやり運転防止運動の推進</p>	<p>○ 街頭キャンペーン時のドライバーへの脇見・ぼんやり運転防止呼びかけの実施 本県交通死亡事故原因の中で、約6割を占める最も構成率の高い前方不注意や安全不確認など脇見・ぼんやり運転防止のため、「さわやか作戦」など街頭キャンペーンを行い、ドライバーにチラシ・グッズ等を配布等して脇見・ぼんやり運転の防止をドライバーに呼び掛けた。</p>
<p>(16) 夜間における反射材着用の推進</p>	<p>○ 「キラリの日」街頭キャンペーンによる反射材貼付の呼び掛け 夕暮れ時において、高齢者等の通行人に対し反射材、チラシ等</p>

	<p>を配布する反射材着用キャンペーンを行い、夜間や夕暮れ時における反射材の着用を呼びかけた。</p> <p>また、地区（市）交通安全協会交通指導員が、高齢者に対して反射材着用の必要性に関する講話を行い、注意喚起を図った。</p>
<h4>4 二輪車安全対策の推進</h4>	
<p>(1) 原付技能講習の実施</p>	<p>長崎県公安委員会の委託に基づき、原付試験合格者に対し、大村運転免許試験場（土・日を除く）と島原地区・北松地区及び離島地区（概ね2ヵ月に1回）において、令和2年度中に222回、699人に対し原付技能講習を実施した。</p>
<p>(2) グッドライダー・ミーティングの開催</p>	<p>二輪車運転者の安全運転技能と交通マナーの向上を図ることにより交通事故を防止するとともに、二輪車の普及・安全利用の促進を目的として、例年6月の日曜日に長崎県警察本部運転免許試験場において開催される、二輪車普及協会主催のグッドライダー・ミーティングを後援しているが、本年度は新型コロナウイルス感染対策のため、中止となった。</p>
<h4>5 自転車安全対策の推進</h4>	
<p>(1) 交通安全指導員等による自転車安全教室の開催</p>	<p>各地区(市)交通安全協会では、交通安全指導員、専務理事、事務局長等が管内の小中学校に出向き、児童に対する自転車安全教室を行った。</p>
<p>(2) 交通安全子供自転車長崎県大会の開催中止</p>	<p>例年7月下旬に、長崎県立総合体育館において県大会を開催しているが、本年度は当初から東京オリンピックが同時期に開催予定であったことから全国大会の開催中止がすでに決定していたほか、新型コロナウイルス感染対策の徹底に資するため、県大会についても中止することとした。</p>

6 各種表彰		
(1) 警察庁長官・全日本交通安全協会会長連名表彰	<p>受章(賞)者は次のとおり</p> <p>① 交通栄誉章「緑十字金章」 交通安全功労者 2人 優良運転者 0人</p> <p>② 交通栄誉章「緑十字銀章」 交通安全功労者 4人 優良運転者 3人</p>	
(2) 全日本交通安全協会会長表彰	<p>① 交通安全優良団体 0</p> <p>② 優良事業所 0</p> <p>③ 優良学校 1</p> <p>④ 優良交通安全協会 1</p> <p>⑤ 優良交通安全運転管理協議会 0</p> <p>⑥ 交通栄誉章「緑十字銅章」 交通安全功労者 12人 優良安全運転管理者 2人 優良運転者 44人</p>	
(3) 九州管区警察局長・九州交通安全協会会長連名表彰	<p>① 交通安全功労者 3人</p> <p>② 交通安全功労団体 5</p> <p>③ 優良運転者 31人</p> <p>④ 交通安全優良学校 0</p> <p>⑤ 優良(安全運転管理)事業所 2</p> <p>⑥ 優良安全運転管理者 2人</p>	
(4) 九州交通安全協会会長表彰	<p>① 交通安全協会優良職員 2人</p> <p>② 安全運転管理協議会優良職員 0人</p>	
(5) 長崎県警察本部長・長崎県交通安全協会理事長連名表彰	<p>① 交通安全功労者 2人</p> <p>② 交通安全功労団体 4</p>	

	③ 交通安全功労協会役員	11人
	④ 無事故優良運転者（30年以上）	50人
	⑤ 無事故優良運転者（20年以上）	4人
	⑥ 交通安全優良学校	1
(6) 長崎県知事表彰	① 交通安全功労協会役員	7人

7 会議等の開催と各種会議への参加

(1) 理事会	<p>ア 第21回理事会 令和2年6月9日(火)、長崎交通公園において、第21回理事会を開催し、</p> <p>第1号議案 : 令和元年度事業報告 第2号議案 : 令和元年度決算報告書及び公益目的支出計画実施報告書(案) 第3号議案 : 令和2年度収支予算書(案)～実施事会計・法人会計 第4号議案 : 第17回評議員会の招集及び提出議案(案) 第5号議案 : 長崎交通公園の運営方針 報 告 : 代表理事及び業務執行理事の職務執行報告 : (一財)長崎県交通安全協会役員(理事、監事)の任期満了に伴う改選(案)</p> <p>等審議・報告・決議を行った。</p> <p>イ 第22回理事会 令和2年6月19日(金)、長崎交通公園において、第22回理事会を開催し、</p> <p>: 理事及び監事の選任結果報告 : 理事及び監事の選任に関する同意の確認</p> <p>を行った後、</p> <p>第1号議案 : (一財)長崎県交通安全協会役員(理事長、副理事長、専務理事)の改選(案)</p> <p>につき決議を行った。</p>
---------	--

	<p>ウ 第23回理事会 令和3年2月26日(金)、長崎交通公園において、第23回理事会を開催し、</p> <p>第1号議案 : 令和3年度事業計画書(案) 第2号議案 : 令和3年度収支予算書(案)・その他会計 第3号議案 : 第18回評議員会の招集及び提出議案(案) 報 告 ・ 代表理事、業務執行理事の職務執行状況 ・ 令和3年度運転免許事務委託業務の運営方針 ・ 交通安全子供自転車長崎県大会について ・ 定款の変更</p> <p>等報告・審議・決議を行った。</p>
(2) 評議員会	<p>ア 第17回評議員会 令和2年6月18日(木)、長崎交通公園において、第17回評議員会を開催し、</p> <p>第1号議案 : 令和元年度事業報告 第2号議案 : 令和元年度決算報告書及び公益目的支出計画実施報告書(案) 第3号議案 : 令和2年度収支予算書(案)～実施事業会計・法人会計 第4号議案 : (一財)長崎県交通安全協会役員(理事・監事)の任期満了に伴う改選 : (一財)長崎県交通安全協会評議員の改選 第5号議案 : 長崎交通公園の運営方針 第6号議案 : (一財)長崎県交通安全協会専務理事の報酬規程の改正</p> <p>等報告・審議・決議を行った。</p> <p>イ 第18回評議員会 令和3年3月19日(金)、長崎交通公園において、第18回評議員会を開催し、</p> <p>第1号議案 : 令和3年度事業計画書(案) 第2号議案 : 令和3年度収支予算書(案)・その他会計 第3号議案 : 一般財団法人長崎県交通安全協会定款の変更 報 告 ・ 令和3年度運転免許事務委託業務の運営方針 ・ 交通安全子供自転車長崎県大会の中止</p>

(3) 全体総会	本年度の全体総会及び意見交換会については、新型コロナウイルス感染予防対策の徹底のため、中止した。
(4) 各地区(市)交通安全協会事務局長等会議	<p>本年度は、令和3年3月1日(月)に長崎交通公園において、臨時全体会議を開催し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度運転免許関係事務・更新時講習委託業務に関する業務運営方針 ○ 運転免許事務に関する経緯説明 ○ 令和2年度運転免許関係事務に関する問題点と今後の対応について協議した。
(5) 幹部会議	県交通安全協会では、毎月後半に専務理事、総務部長、講習部長、総務部次長、講習部総括係長、長崎交通公園副園長、総務部係長等による幹部会議を開催し、行事予定の決定・確認、当面の諸問題等について協議検討を行っている。
(6) その他の会議等(凡例：◎理事長 ○専務理事 ▼職員)	
<ul style="list-style-type: none"> ○▼ 4月 1日(水) ○▼ 4月 2日(木) ○▼ 4月10日(金) ○▼ 4月15日(水) ○▼ 4月15日(水) ▼ 5月 7日(木) ~ 8日(金) ○▼ 5月15日(金) ○▼ 5月15日(金) ○▼ 5月26日(火) ○▼ 6月17日(水) ○ 6月24日(水) ○▼ 7月15日(水) ○▼ 7月29日(水) ○▼ 8月19日(水) ○▼ 8月26日(水) ▼ 9月 8日(火) 	<ul style="list-style-type: none"> 辞令交付式(長崎事業所、交通公園、大村事業所、佐世保講習部) 長崎運転免許センターの運用開始 新任講師研修(大村講習部) 内部監査 幹部会議 交通安全指導員新任研修(松浦地区) 内部監査 幹部会議 県安協監事監査 内部監査 幹部会議 内部監査 幹部会議 内部監査 幹部会議 こくみん共済による長崎市交連への横断旗贈呈式(交通公園)

○	9月11日(金)	九州交通安全協会会長表彰伝達(大村事業所、木下ちか子)
○▼	9月16日(水)	内部監査
○▼	9月25日(金)	幹部会議
○▼	10月16日(金)	内部監査
○▼	10月23日(金)	幹部会議
○▼	10月27日(火)	あいおいニッセイ同和損保会社による横断旗贈呈式(交通公園)
○▼	11月13日(金)	内部監査
○▼	11月27日(金)	幹部会議
○▼	12月5日(土)	免許窓口職員研修会(大村試験場)
○▼	12月10日(火)	交通公園自衛消防訓練
○▼	12月22日(火)	内部監査
○▼	12月25日(金)	幹部会議
○▼	12月28日(月)	仕事納め式
	令和3年	
◎○	1月4日(月)	仕事始め式、本部長、交通部長への挨拶
○▼	1月15日(金)	内部監査
○▼	1月21日(木)	離島地区(市)交通安全協会専務理事・事務局長会議(事務室)
○▼	1月22日(金)	幹部会議
○▼	2月17日(水)	内部監査
○▼	2月24日(水)	幹部会議
○▼	3月1日(月)	本土地区(市)交通安全協会専務理事・事務局長会議(交通公園)
○▼	3月17日(水)	内部監査
○▼	3月23日(火)	新規採用者事前説明会(長崎事業所事務所)
○▼	3月24日(水)	幹部会議
○▼	3月31日(水)	退職式
	(7) 会議等への参加	
○	5月13日(水)	長崎県安全運転管理協議会監事監査(交通公園)
○	6月30日(火)	秋の全国交通安全運動に伴う四者会議(県庁)
○	7月6日(月)	高速道路交通安全協議会令和2年度総会(サンプリエール)
○	7月17日(金)	長崎県被害者支援連絡協議会総会(県警本部)
○	7月21日(火)	長崎県交通安全推進県民協議会幹事会(県庁)
○	7月31日(金)	伝承官講話(警察学校)
▼	9月1日(火)	年末の交通安全県民運動に伴う四者会議(県庁)

○▼ 9月21日(月)	秋の全国交通安全運動交通警察出動式(長崎県庁)
○▼ 9月24日(木)	パートタイム労働法及び育児・介護法に基づく報告聴取(労働局)
○ 9月25日(金)	長崎県交通安全推進県民協議会幹事会(県庁1階会議室)
○▼ 10月19日(月)	交通安全指導員制度に関する意見交換会(県庁1階会議室)
○▼ 10月29日(木)	財政援助団体等監査(交通公園)
▼ 11月2日(月)	九州各県入会事務担当者会議(13:30～、福岡県安全協会)
▼ 11月5日(木)	伝承官講話(警察学校)
▼ 11月11日(水)	長崎免許センター視察(13～17時、鹿児島県警運免課)
▼ 11月12日(木)	大村試験場視察(09～13時、鹿児島県警運免課)
▼ 11月13日(金)	県公益法人等資金運用研修会(10:30～、県庁1階)
○ 11月16日(月)	交通安全啓発図画・作文コンクール選考委員会(県警本部武道場)
▼ 11月18日(水)	企業人権セミナー(交通会館)
◎○ 11月25日(水)	第2回県安全運転管理協議会理事会(交通公園)
令和3年	
▼ 1月8日(金)	令和3年度春の全国交通安全運動に伴う四者会議(県庁)
○▼ 1月22日(金)	県警本土地区・離島地区入札(県警本部)

8 寄 附

- 長崎県交通安全母の会連合会への寄附
令和2年6月22日(月)、長崎県交通安全母の会連合会に対し、活動助成金として30万円を寄附した。

9 監 査

(1) 県交通安全協会監事による会計業務監査	令和2年5月26日(火)、県交通安全協会事務所において、川田専務理事以下関係者及び税理士事務所職員の立会いのもとに、長崎県交通安全協会原監事、青木監事の監事2名による令和2年度会計業務監査を受監した結果、いずれも適法・適正に処理され、予算の執行も適正である旨第21回理事会、第17回評議員会において、原監事より報告がなされた。
(2) 税理士による部内会計監査	令和2年度中、毎月中旬頃、石井顧問税理士事務所による部内会計監査を受ける等適正経理に努めている。

10 交通安全協会書記職員等教養の実施

不適切事案の発生、県民の交通安全協会の活動に対する意識の多様化、運転免許の即日交付などによる入会率の低下等、交通安全協会を取り巻く今日の厳しい情勢を受講者(交通安全協会書記職員)に認識させ、運転免許窓口業務に係る不適切事案の絶無、明るく親切・的確な対応による交通安全協会に対する県民からの理解と共感を得る業務運営の確立等による入会率の向上等を図り、効果的な交通安全活動を行うなど、交通安全協会の一層の発展に資するため、令和2年12月5日(土)、10:30~12:15まで大村市古賀島町県警運転免許試験場において、運転免許試験場及び各地区(市)交通安全協会の免許窓口業務に従事する職員48人を対象に、

- 川田専務理事挨拶
- 長崎県警運転免許管理課 出田係長
 - ▼運転免許管理課への問合せ・相談について
 - ▼道交法改正に伴う免許事務取扱要領について
 - ・高齢者講習修了証明書 ・初心運転者標識 ・即日警察署における再交付手続
 - ▼その他
 - ・質問票の誤記、写真、オルソレンズ等
- 大村事業所岩崎係長
 - ▼郵送業務の実施要領
- 大村事業所松尾次長
 - ▼交通安全協会の入会状況
 - ▼運転免許更新状況
- 大村事業所野口職員
 - ▼運転免許事務に係る実務処理要領
 - ▼質疑応答
- 出田総務部長
 - ▼運転免許委託事務業務に関する留意事項と職員間の連携

11 交通安全指導員教養の実施

<p>(1) 県内集合研修</p>	<p>各地区に配置している交通安全指導員(30人)は、街頭誘導・指導や主に幼児・高齢者を対象とした交通教室、小学校児童への自転車指導、機関紙発行等を日々実施しているが、交通安全指導員の子供や高齢者への更なる指導能力等の向上を図るため、例年5月に長崎交通公園において、関係機関の講師を招き、</p> <p style="text-align: center;">新任研修及び全体研修</p> <p>を実施している。</p> <p>しかし、本年度は新型コロナウイルス感染防止対策のため、上半期における全体研修が開催できなかったため、前回、未受講の松浦地区交通安全協会交通安全指導員2名(内1名は新人)に対する出張研修を下記の日程で先行実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 令和2年5月7日(木)～8日(金)までの2日間 松浦警察署会議室 新任研修 2名 <p>その後、新型コロナウイルス感染防止対策に関する規制も若干、緩和されたため、時期を改めて</p> <ul style="list-style-type: none">○ 令和2年11月10日(火)～11日(水)までの1.5日間 新任研修 7名○ 令和2年11月11日(水)～13日(金)までの2日間 全体研修 30名 <p>をそれぞれ実施し、交通安全指導員の指導技能と知識の向上を図るとともに、各地区(市)交通安全指導員相互の交流を図った。</p>
<p>(2) 県内ブロック研修</p>	<p>交通安全指導員に、実際に幼稚園等で交通教室を開催させたり、日頃の活動に関する事例発表を行わせることにより、指導員としての力量を向上させるとともに、相互の連携を図ることを目的に、例年、県下南北の2地区において、ブロック研修会を実施しているが、本年度は、県内においても年明けからコロナ感染者の拡大に歯止めがかからなかったことから、中止することとした。</p> <p>※当初の開催予定日、場所等</p> <ul style="list-style-type: none">○ 令和3年2月17日(水)、北部センター(時津地区安協)○ 令和3年2月19日(金)、松浦警察署、(松浦地区安協)

<p>(3) 全国研修</p>	<p>内閣府主催</p> <p>○ 令和2年度交通安全教育指導者養成講座 本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、予防対策の徹底を期すこととなったため中止された。</p>
<p>12 運転者に対する安全教育の実施（委託事業）</p>	
<p>令和2年度中に長崎県公安委員会から委託を受けて実施している各種講習会の実施結果は、次のとおりであった。</p> <p>※新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、免許更新手続業務が令和2年4月24日（金）から停止されていたが、5月11日（月）から高齢者更新手続きが解除されたほか、5月20日（水）以降、全ての更新手続きが再開された。そのため、混雑対策として、一時期、長崎総務部及び大村試験場講習部から職員を大村試験場（長崎総務部及び講習部対応）と長崎運転免許センター（長崎総務部対応）に派遣し、支援業務に当たらせた。</p>	
<p>(1) 運転免許更新者に対する講習 （本土地区、壱岐市）</p>	<p>令和2年度中の講習状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新予定者数 201,395人(前年比-13,674人) ・講習受講者 145,233人(前年比-9,086人) ・受講率 72.1%(前年比+0.4%) ・特定任意講習受講者 0人(前年比±0人) <p>※ 更新予定者数は、令和2年度中に更新連絡書を送付した数で4地区（五島、上五島、対馬、対馬北）を含んだもの。</p> <p>※ 令和2年度から上記4地区が免許事務委託契約を個別に受託したため、統計から除外。</p>
<p>(2) 違反者講習 （県内全域）</p>	<p>令和2年度中の講習状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講者 598人(前年比-187人) <p>のうち社会参加活動 442人(前年比-111人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会参加活動実施率 73.9%(前年比+3.5%)
<p>(3) 運転免許停止処分者講習 （県内全域）</p>	<p>令和2年度中の講習状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期講習受講者 749人(前年比-264人) ・中期講習受講者 137人(前年比-37人) ・長期講習受講者 98人(前年比+6人) <p>合計 984人(前年比-295人)</p>

13 長崎交通公園の管理運営

平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間、指定管理者選定委員会の選定により、県知事から当協会が長崎交通公園の指定管理者に指定されたことを受け、

- ・地方自治法 ・長崎交通公園条例 ・長崎交通公園条例施行規則
- ・長崎県個人情報保護条例 ・その他当該指定管理者業務の遂行に関する法令等

に基づき交通公園の適正な管理運営に努めているが、本年度は、年初から新型コロナウイルス感染防止対策のため、

2月29日(土)～5月18日(月) 休園

5月19日(火)～6月8日(月) 一部開園(自転車等の遊具は貸出し禁止)

等長期間の休園措置をとらざるをえなかったことから、例年とは異なり、大幅な入園者の減少となった。

さらに、令和3年に入ってから、年明けから県内において、コロナ感染者が激増したことから、再度、

1月7日(木)～2月8日(月) 休園

等の対応を行うこととなった。

このような状況から、令和2年度中に入園者は38,501人(前年度比-65,176人)と、長崎県が設定している入園者目標128,000人の達成には至らなかった。

同要因としては、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染防止対策のため、長期休園を余儀なくされたほか、開園後も継続的な感染抑止対策への対応を行う必要があったため入園制限を行わざるを得なかったこと等から、例年に比較し、大幅な減少となったことが挙げられる。

なお、勤務員の職務姿勢として、入園者の大半が子供であることから、遊具等を適正に管理し、安全かつ安心して使用してもらうよう努めているほか、子供の頃から正しい交通ルールやマナーを遵守する交通社会人となってもらうことを管理運営の基本的な考えとしている。

14 交通安全活動推進センター業務の推進

(1) 道路使用許可調査業務	長崎県警から道路使用許可に関する調査委託を受け、令和2年度中に長崎市内3警察署から1,208件の委託を受け、通算2,025回にわたり現場臨場調査を実施した。 ※コロナ禍により、更新許可期間が1ヶ月から3ヶ月に延期されたため、件数が減少。
(2) 交通事故相談業務	令和2年度中、交通事故相談はなかった。

(3) 運転適性相談業務	令和2年度中、企業等からの運転適性相談はなかった。
15 各種事業の推進	
(1) 運転免許試験車両の管理運営	運転免許試験場で使用する試験車30台（二輪車を含む）を管理し、技能試験受験者に貸し出しているが、令和2年度中の使用者は14,180人（前年度比+1,266人）であった。
(2) 長崎県証紙売りさばき業務	運転免許試験場及び県下各地区(市)交通安全協会の免許窓口等において、免許手続き、警察許可申請時等における長崎県証紙の売りさばきを行い、関係者の利便を図った。
(3) 免許受験申請手続きの指導及び売店業務	運転免許試験場において、免許受験者に対し、申請書の書き方指導及び写真撮影並びに売店運営等を行い、受験者の利便性を図っている。
(4) 更新免許証の郵送業務	各地区(市)交通安全協会で受けた更新免許証の郵送依頼及び運転免許試験場で受けた更新免許証の郵送依頼に対応するため、同更新免許証の郵送業務を実施して免許更新者の利便を図っているが、令和2年度中の郵送件数は、6,202件(前年度比-2,418件)であった。（令和元年度中の郵送件数8,620件）
(5) 地区(市)交通安全協会の会費管理等手数料事務事業	県交通安全協会では、運転免許試験場の県協会窓口において、県内各地区(市)交通安全協会からの委託を受けて、運転者の各地区(市)交通安全協会加入に係る勧誘と会費の代理受領及び各地区(市)交通安全協会への当該会費の送金の業務を行っている。その際、各地区(市)交通安全協会に加入した会員の割合に応じて、当協会が手数料を徴収し、その残りを各地区(市)交通安全協会に送金する手数料事業を実施している。
16 交通安全協賛店制度特典の積極広報による入会の呼び掛け	
○ 交通安全協賛店制度の推進	地区(市)交通安全協会会員の加入者減少対策として、平成19年10月に導入した交通安全協賛店制度は、令和3年3月末現在で約

13年半を経過したが、依然として交通安全協会会員の減少傾向に歯止めがかからず推移しているところから、平成22年3月、運転免許試験場の更新申請窓口に「電光掲示板」を設置し、交通事故防止の広報とともに協賛店制度の広報も併せて行っているほか、当協会機関紙「交通安全ながさき」でも交通安全協賛店の特典等につき毎回掲載の上、読者に協賛店利用の特典をアピールし、交通安全協会への入会を呼び掛けている。

これまでの取組として、交通安全協会入会の趣旨・メリットを感じ、交通安全協会に入会していただけるよう、長崎県、佐賀県、大分県の3県交通安全協会が交通安全協賛店の業務を提携し、平成28年4月1日から、3県の交通安全協会会員であれば、3県全ての交通安全協賛店を利用できるように制度を整えた。

また、平成30年10月からは九州全域の交通安全協会が交通安全協賛店の業務を提携し、各県の交通安全協会会員であれば、九州全ての交通安全協賛店を利用できるようになり、さらに令和2年4月からは山口県交通安全協会も加わったことから、より利便性の向上が図られたところである。

なお、本県の交通安全協賛店は、

令和3年3月末現在、41業種523店舗

である。

なお、県交通安全協会では、交通安全協賛店制度の広報のため、令和2年度中に、

・ 広報チラシ	224,400円
	(前年度比 +4,080円)
・ 協賛店ガイドブック	0円
	(前年度比 -604,800円)
・ ボールペン	0円
	(前年度比 -233,280円)
・ 免許証入れ	329,804円
	(前年度比 +247,304円)
・ 会員証	143,154円
	(前年度比 +87,534円)
合 計	697,358円
	(前年度比 -499,162円)

を支出した。

17 附属明細書

○ 附属明細書

令和2年度事業報告に関して、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」に規定する附属明細書「事業実報告書内容を補足する重要な事項」に該当する事項はなかった。